

(1) 作業科目には、主として製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握し、できるだけ多数の種目を選び、入所者の意向、能力に応じて職業選択の範囲を広くすること。

(2) 授産種目について作業の内容及び特質並びに作業に必要な要件等を正確に把握し、これにより入所者が有する能力の活用を容易にするとともに作業設備、作業工具の改善に努めること。

4 工賃の支払い（基準第52条）

指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。

5 準用（基準第53条）

基準第53条の規定により、基準第10条から第43条までの規定は、指定特定知的障害者授産施設について準用されるものであるため、第3章第3節の1から31までを参照されたい。

第5章 指定知的障害者通勤寮

第1節 人員に関する基準

1 生活支援員（基準第55条）

生活支援員については、指定知的障害者更生施設に準ずることとしているので、第3章第1節の1を参照されたい。

2 基準第55条第3項により、指定知的障害者通勤寮は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しするところによる。

第2節 設備に関する基準

1 指定知的障害者通勤寮の設備（基準第56条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

2 指定知的障害者通勤寮の経過措置（基準附則第4条）

指定知的障害者通勤寮の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

基準省令の施行の際現に存する知的障害者通勤寮の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第56条第1項第1号の規定を適用する場合には、居室の定員について同号イ中1の「4人」とあるのは「原則として4人」と、居室の入所者1人当たりの床面積について同号ロ中「6.6平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

第3節 運営に関する基準

1 施設利用者負担額等の受領(基準第57条)

- (1) 指定知的障害者通勤寮は、入所者に指定施設支援を提供した場合には法第15条の11第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額を入所者又はその扶養義務者から受けるものとする事としたものである。
- (2) 同条第2項は、法第15条の12第7項に規定する緊急の場合等に法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際には、法第15条の11第2項第2号の施設利用者負担額のほか、利用者から法第15条の11第2項に規定する額(施設訓練等支援費の額)の支払を受けるものとする事としたものである。
- (3) 同条第3項は、指定知的障害者通勤寮は、同条前2項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることを定めたものである。
- (4) 同条第4項は、同条第1項から第3項までの規定による額の支払を受けた場合には当該費用を支払った入所者又は扶養義務者に対して領収証を交付することとしたものである。
- (5) 同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとしたものである。

2 指導、助言等(基準第58条)

指定知的障害者通勤寮は、入所者の人格に配慮して、施設支援計画に基づき入所者の自立自活に必要な助言及び指導のほか、利用者に対する食事の提供の実施等入所者が日常生活を営む上で必要な業務を行うとともに、業務を行うに当たっては、入所者の意向等を十分に尊重するよう努めること。

3 生活指導(基準第59条)

指定知的障害者通勤寮は、入所者が地域において自立して社会経済活動に参加することを促進する観点から、施設支援計画に基づき対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活に必要な生活指導を日常生活のあらゆる機会を捉えて行うことを規定したものである。

4 健康管理（基準第60条）

指定知的障害者通勤寮は、常に利用者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならないこととしたものである。

5 運営規程（基準第61条）

基準第61条は、指定知的障害者通勤寮の適正な運営及び入所者に対する適切な指定施設支援の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定知的障害者通勤寮ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員(第3号)

入所定員は、指定知的障害者通勤寮の事業の専用の居室の定員の合計数と同数とすること。

(2) 指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額(第4号)

「指定施設支援の内容」については、助言及び指導の内容はもとより、行事及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。「入所者から受領する費用の額」については、基準第57条第1項及び第3項に規定する額を指すものであること。

(3) 施設の利用に当たっての留意事項(第5号)

入所者が指定施設支援の提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。

(4) 非常災害対策(第6号)

基準第62条において準用する基準第33条の非常災害に関する具体的計画を指すものであること

(5) その他施設の運営に関する重要事項としては、苦情解決の体制等がある。

6 準用（基準第62条）

基準第62条により、基準第10条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第26条から第29条まで、第31条から第43条までの規定は、指定知的障害者通勤寮について準用されるものであるため、第3章第3節の1から6まで、8から11まで、13及び15、17から20、22から32までを参照されたい。